

神戸市就職支度金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する就労移行支援事業又は就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する者に対し就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的として、神戸市就職支度金支給事業（以下「本事業」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 本事業の対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 市内に住民票及び居所を有する者
- (2) 市から就労移行支援事業又は就労継続支援事業（以下「対象サービス」という。）の支給決定を受けていた者
- (3) 対象サービスを利用し、就職又は自営により施設等を退所することとなった者

(支給額)

第3条 就職支度金の支給は一人一回限りとし、支給額は36,000円とする。

(支給の申請)

第4条 本事業の就職支度金の支給を受けようとする者は、原則として退所後30日以内に次の各号に掲げるものを市長に提出して申請するものとする。

- (1) 事業所等の長の副申を受けた就職支度金支給申請書（様式第1号）
- (2) 雇用先の在職証明書若しくは採用通知書の写し若しくは自営の事業計画書等で就労又は就労予定が確認できるもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(支給の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかに内容を審査し、支給することに決定したときは就職支度金支給決定通知書（様式第2号）により、支給しないことに決定したときは就職支度金不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(就職支度金の交付)

第6条 前条の就職支度金支給決定通知を受けた者は、速やかに就職支度金を市長に請求するものとし、市長は遅滞なくこれを交付するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。